

VaR方式に関する細目の取扱い

2026年4月適用

株式会社日本証券クリアリング機構

項目	内容	備考
I 概要	<ul style="list-style-type: none">本取扱いは、「先物・オプション取引に係る取引証拠金等に関する規則の取扱い」及び「商品取引債務引受業に係る取引証拠金等に関する規則の取扱い」の規定に基づき、先物・オプション取引に係る取引証拠金所要額の算出方法（VaR方式）に関する細目を定める。	<ul style="list-style-type: none">以下、特段の記載がない限り、左記の両規則をまとめて「取引証拠金規則の取扱い」という。
II ヒストリカル・シミュレーション方式 (HS-VaR方式)		
1. ヒストリカルシナリオ		
(1) マーケットデータの変動日数	<ul style="list-style-type: none">ヒストリカルシナリオの作成におけるマーケットデータの変動日数は、2日とする。	<ul style="list-style-type: none">取引証拠金規則の取扱い別表1（注2）関係
(2) マーケットデータに係る変動の種類	<ul style="list-style-type: none">ヒストリカルシナリオ生成に用いるマーケットデータに係る変動の種類は、対数変動率とする。ただし、電力先物取引に係る帳入値段及び金利については、変動幅とする。	<ul style="list-style-type: none">マーケットデータとは、先物取引では、清算値段等、オプション取引では、原資産価格、インプライド・ボラティリティ及び金利をいう。
(3) ヒストリカルシナリオの調整方法	<ul style="list-style-type: none">ヒストリカルシナリオの調整方法は、次の(a)と(b)を一定の比率(1-w:w)により加重平均する方法とする。 (a) EWMA (Exponentially Weighted Moving Average) の手法（減衰因子λ）により調整を行ったヒストリカルシナリオ (b) EWMAの手法による調整を行わないヒストリカルシナリオ	

項目	内 容	備 考									
	<ul style="list-style-type: none"> ヒストリカルシナリオの調整に係るパラメータは、以下のとおりとする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>商品</th><th>λ</th><th>w</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指数先物等清算資格に含まれる商品</td><td>0.940</td><td>0.5</td></tr> <tr> <td>その他の商品</td><td>0.985</td><td>0.0</td></tr> </tbody> </table>	商品	λ	w	指数先物等清算資格に含まれる商品	0.940	0.5	その他の商品	0.985	0.0	
商品	λ	w									
指数先物等清算資格に含まれる商品	0.940	0.5									
その他の商品	0.985	0.0									
2. ストレスシナリオ	<ul style="list-style-type: none"> ストレスシナリオは、極端ではあるが現実に起こり得る市場環境として、2008年以降のヒストリカルデータ及び仮想データに基づいて作成するものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> 取引証拠金規則の取扱い 別表1 b 関係 									
3. 想定損失相当額の算出方法に関する詳細		<ul style="list-style-type: none"> 取引証拠金規則の取扱い 別表1 本文関係 									
(1) 想定損益99%カバー額の計算方法	<ul style="list-style-type: none"> シナリオに基づいて計算した変動額（損益額）が大きい順に並べて99%に相当する額（想定損益99%カバー額）は、ヒストリカルシナリオ（1250個）及びストレスシナリオ（2個）に基づく変動額の下位2.5%の平均値により計算する。 	<ul style="list-style-type: none"> ヒストリカルシナリオの参照期間について、過去5年に相当する1250日が適当と認められない場合には、当社が別途定める期間とする。 ストレスシナリオについては、ストレスシナリオに基づいて計算した変動額のうち下位2個を想定損益99%カバー額の計算に使用する。 HS-VaR方式とAS-VaR方式の対象商品との間では、リスク相殺を行わない。 									
(2) リスク相殺の制限	<ul style="list-style-type: none"> 想定損益99%カバー額は、原則、清算資格の種類ごとに1つのポートフォリオとして計算するが、次の②の場合、リスク相殺の額に一定の制限（相殺制限）を設けるため、清算資格の階層（最上層のアグリゲーショングループ）の下にアグリゲーショングループを設定し、①の計算式に基づき、想定損益99%カバー額を計算する。 <p>① 相殺制限の計算式</p> $\text{Max} [X, Y - a(Y-X), bY]$ <p>X : 上層のアグリゲーショングループ単位で計算した額 Y : アグリゲーショングループごとに計算した額の合計 a, b : 相殺制限のパラメータ</p>	<ul style="list-style-type: none"> アグリゲーショングループは、清算資格の階層の下に複数階層設定することができる。最下層のアグリゲーショングループから、順次、上層に向けて①の計算を実施し、Xを最上層のアグリゲーショングループ単位として計算して得られる額を当該清算資格に係るポートフォリオの想定損益99%カバー額とする。 									

項目	内 容	備 考									
<p>III 代替的方式 (AS-VaR 方式)</p> <p>1. 対象商品</p> <p>2. 計算方法等</p>	<p>② 相殺制限の対象となるグループとパラメータ値</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>組合せ</th><th>a</th><th>b</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電力 / LNG</td><td>0.8</td><td>0.2</td></tr> <tr> <td>指数先物等 / 東証 REIT 指数 / 通貨</td><td>0.8</td><td>0.65</td></tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 代替的方式の対象商品は、次のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> ① 配当指数先物取引 ② 商品先物・オプション取引（電力先物取引と LNG 先物取引を除く。） 代替的方式の計算方法及びパラメータの設定方法等については、別紙「AS-VaR 方式の計算要領」により定めるものとする。 	組合せ	a	b	電力 / LNG	0.8	0.2	指数先物等 / 東証 REIT 指数 / 通貨	0.8	0.65	<ul style="list-style-type: none"> 取引証拠金規則の取扱い 別表 1 ただし書関係
組合せ	a	b									
電力 / LNG	0.8	0.2									
指数先物等 / 東証 REIT 指数 / 通貨	0.8	0.65									

AS-VaR 方式の計算要領

項目	内 容	備 考
I 目的等	<ul style="list-style-type: none"> 本要領は、先物・オプション取引の証拠金計算のうち、代替的方式（AS-VaR 方式）の計算方法及び当該方式による計算に必要な変数等（以下「AS-VaR パラメータ」という。）について定める。 	
II 計算方法		
1 シナリオ損益額の算出	<ul style="list-style-type: none"> 各商品グループ（原資産を同一とする先物・オプション取引の銘柄で構成されるグループをいう。以下同じ。）について、IIIで定める各パラメータの変動幅と変動の方向を組み合わせた 30 通りのシナリオ（別紙 1）を作成し、シナリオごとの損益額を算出する。 	<ul style="list-style-type: none"> 各シナリオにおけるパラメータの変動の想定及び変動の方向については定期的な見直しを行わないこととするが、当社が必要と認める場合には全部又は一部の変更を行うものとする。
2 想定損益 99%カバー額の算出	<ul style="list-style-type: none"> 各シナリオ損益額に銘柄間のスプレッドリスクを加味した額のうち最小のものを商品グループの想定損益 99%カバー額とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 当社が必要と認める場合、商品間のリスク相殺に制限を設けることができる。
3 証拠金額の算出	<ul style="list-style-type: none"> 同一清算資格の区分内で商品グループの想定損益 99%カバー額を合算し、商品間のリスク相殺に係る割引額を控除することにより、当該清算資格の区分における証拠金額を算出する。 	
III 定期的に見直しを行う AS-VaR パラメータ	<ul style="list-style-type: none"> 当社は、原則として AS-VaR 方式の対象商品グループごとに以下の AS-VaR パラメータを定めることとし、毎週最終営業日に AS-VaR パラメータの見直しを行い、当日中に当社ウェブサイトに掲載する。変更が必要と認められる場合には、掲載日の翌営業日に各パラメータの全部又は一部を変更する。 ただし、市場の状況が急変した場合等で当社が特に必要と認めるときは、以下の AS-VaR パラメータの全部又は一部を変更するものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> 現在休止中の取引については、AS-VaR パラメータを定めない。
1 値格変動リスク	<ul style="list-style-type: none"> 値格変動リスクは、以下のとおり定めるものとする。 	

項目	内 容	備 考
	<p>① ゴム RSS3 グループ、ゴム TSR20 グループ、上海天然ゴムグループ、バージガソリングループ、バージ灯油グループ、バージ軽油グループ、中京ローリーガソリングループ及び中京ローリー灯油グループ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次の a・b に掲げる各期間における当該商品グループ各限月取引に係る清算値段等の価格変動率のうち、すべての取引日・すべての限月取引（第1限月取引に係るものを除く。）の 99%（階級値換算、以下同じ。）をカバーできる価格変動率の中で最小の数値に、基準日における当該商品グループ内のすべての清算値段等（第1限月取引に係るものを除く。）の最大値を乗じて得た額のうち、大きい方の額に以下で定める X 円を乗じて得た額とする。 <p>a 基準日までの 4 週間 b 基準日までの 54 週間</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・価格変動率とは、当日の清算値段等と前日（休業日に当たるときは順次繰り上げる。以下同じ。）の清算値段等の差の絶対値を、前日の清算値段等で除した数値をいう。 ・上海天然ゴムグループについては、第1限月取引を含めたすべての限月取引の清算数値を計算に用いる。
	<p>② 金グループ、銀グループ、白金グループ、パラジウムグループ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該商品グループについて、基準日までの 5 年間の各取引日における各限月取引に係る清算値段等の価格変動率（第1限月取引に係るものを除く。）のうち、97.5%以上をカバーできる価格変動率の平均値に、基準日における当該商品グループ内のすべての清算値段等（第1限月取引に係るものを除く。）の最大値を乗じて得た額に、以下で定める X 円を乗じて得た額とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・価格変動率とは、当日の清算値段等と前日の清算値段等の差の絶対値を、前日の清算値段等で除した数値をいう。 ・「基準日までの 5 年間の各取引日における各限月取引に係る清算値段等の価格変動率」は、減衰因子 0.985 による EWMA 法（Exponentially Weighted Moving Average Method をいう。以下同じ。）に基づき計算した当社が定めるボラティリティを用いて、足元の市場環境を反映した数値とする。
	<p>③ OSE ゴールドスポットグループ、OSE 白金スポットグループ、堂島金限日グループ、堂島銀限日グループ及び堂島白金限日グループ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・限日取引に係る清算値段及び終値の価格変動率とは、当日の終値と前日

項目	内 容	備 考
	<ul style="list-style-type: none"> 当該商品グループについて、基準日までの 5 年間の各取引日における限日取引に係る清算値段及び終値の価格変動率のうち、97.5%以上をカバーできる価格変動率の平均値に、基準日における当該商品グループ限日取引に係る清算値段を乗じて得た額に以下で定める X 円を乗じて得た額とする。 	<p>の清算値段の差の絶対値を、前日の清算値段で除した数値をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「基準日までの 5 年間の各取引日における限日取引に係る清算値段及び終値の価格変動率」は、減衰因子 0.985 による EWMA 法に基づき計算した当社が定めるボラティリティを用いて、足元の市場環境を反映した数値とする。
	<p>④ ポケットゴールド 100 グループ及びポケットプラチナ 100 グループ</p> <ul style="list-style-type: none"> 当該商品グループについて、基準日までの 5 年間の各取引日における各限月取引に係る清算値段等の価格変動率のうち、97.5%以上をカバーできる価格変動率の平均値に、基準日における当該商品グループ内のすべての清算値段等の最大値を乗じて得た額に、以下で定める X 円を乗じて得た額とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 価格変動率とは、当日の清算値段等と前日の清算値段等の差の絶対値を、前日の清算値段等で除した数値をいう。 「基準日までの 5 年間の各取引日における各限月取引に係る清算値段等の価格変動率」は、減衰因子 0.985 による EWMA 法 (Exponentially Weighted Moving Average Method をいう。以下同じ。) に基づき計算した当社が定めるボラティリティを用いて、足元の市場環境を反映した数値とする。
	<p>⑤ ブラツツドバイ原油グループ及び CME 原油等指数グループ</p> <ul style="list-style-type: none"> 当該商品グループについて、基準日までの 5 年間の各取引日における各限月取引に係る清算値段等の価格変動率 (第 1 限月取引に係るもの除去。) 及びストレス日における各限月取引に係る清算値段等の価格変動率 (第 1 限月取引に係るもの除去。) のうち、97.5%以上をカバーできる価格変動率の平均値に、基準日における当該商品グループ内のすべて 	<ul style="list-style-type: none"> ストレス日とは、ブラツツドバイ原油グループについては 2001 年以降の各取引日における第 6 限月取引の価格変動率のうち、最大値及び 2 番目に大きな値を記録した日をいい、CME 原油等指数グループについては 2008

項目	内 容	備 考																																																
	<p>の清算値段等（第1限月取引に係るものを除く。）の最大値を乗じて得た額に、以下で定める X 円を乗じて得た額とする。</p> <p>⑥ ①から⑤まで以外の商品グループ</p> <ul style="list-style-type: none"> 各々の商品グループについて、基準日における当該商品グループの各限月取引に係る清算値段等の最大値（第1限月取引に係るものを除く。）の Y% に、以下で定める X 円を乗じて得た額とする。 <p>上記①から⑥に定める方法により算出した各商品グループの価格変動リスクが市場の状況等を勘案して適当でないと認められる場合は、当社がその都度定める。</p> <p>なお、上記の X 及び Y は以下の値で定めるものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>上場取引所</th><th>商品グループ</th><th>X</th><th>Y</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大阪取引所</td><td>日経平均・配当指数グループ</td><td>1,000</td><td>5</td></tr> <tr> <td>大阪取引所</td><td>金グループ</td><td>1,000</td><td></td></tr> <tr> <td>大阪取引所</td><td>OSE ゴールドスポットグループ</td><td>100</td><td></td></tr> <tr> <td>大阪取引所</td><td>ポケットゴールド 100 グループ</td><td>100</td><td></td></tr> <tr> <td>大阪取引所</td><td>銀グループ</td><td>30,000</td><td></td></tr> <tr> <td>大阪取引所</td><td>白金グループ</td><td>500</td><td></td></tr> <tr> <td>大阪取引所</td><td>OSE プラチナスポットグループ</td><td>100</td><td></td></tr> <tr> <td>大阪取引所</td><td>ポケットプラチナ 100 グループ</td><td>100</td><td></td></tr> <tr> <td>大阪取引所</td><td>パラジウムグループ</td><td>3,000</td><td></td></tr> <tr> <td>大阪取引所</td><td>ゴム RSS3 グループ</td><td>5,000</td><td></td></tr> <tr> <td>大阪取引所</td><td>ゴム TSR20 グループ</td><td>5,000</td><td></td></tr> </tbody> </table>	上場取引所	商品グループ	X	Y	大阪取引所	日経平均・配当指数グループ	1,000	5	大阪取引所	金グループ	1,000		大阪取引所	OSE ゴールドスポットグループ	100		大阪取引所	ポケットゴールド 100 グループ	100		大阪取引所	銀グループ	30,000		大阪取引所	白金グループ	500		大阪取引所	OSE プラチナスポットグループ	100		大阪取引所	ポケットプラチナ 100 グループ	100		大阪取引所	パラジウムグループ	3,000		大阪取引所	ゴム RSS3 グループ	5,000		大阪取引所	ゴム TSR20 グループ	5,000		<p>年以降の各取引日における第6限月取引（CME 原油等指数グループ上場前においては原指数）の価格変動率のうち、最大値及び2番目に大きな値を記録した日をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> 日経平均・配当指数グループについては、基準日における先物中心限月における清算数値の Y% に、以下で定める X 円を乗じて得た額とする。 価格変動リスクの水準が原資産の変動に対して明らかに低い場合などを想定。
上場取引所	商品グループ	X	Y																																															
大阪取引所	日経平均・配当指数グループ	1,000	5																																															
大阪取引所	金グループ	1,000																																																
大阪取引所	OSE ゴールドスポットグループ	100																																																
大阪取引所	ポケットゴールド 100 グループ	100																																																
大阪取引所	銀グループ	30,000																																																
大阪取引所	白金グループ	500																																																
大阪取引所	OSE プラチナスポットグループ	100																																																
大阪取引所	ポケットプラチナ 100 グループ	100																																																
大阪取引所	パラジウムグループ	3,000																																																
大阪取引所	ゴム RSS3 グループ	5,000																																																
大阪取引所	ゴム TSR20 グループ	5,000																																																

項目	内 容				備 考
2 ボラティリティ変動リスク	大阪取引所	上海天然ゴムグループ	100		
	大阪取引所	とうもろこしグループ	50	4	
	大阪取引所	一般大豆グループ	25	7	
	大阪取引所	小豆グループ	80	4	
	大阪取引所	CME 原油等指数グループ	10,000		
	東京商品取引所	バージガソリングループ	50		
	東京商品取引所	バージ灯油グループ	50		
	東京商品取引所	プラットドバイ原油グループ	50		
	東京商品取引所	バージ軽油グループ	50		
	東京商品取引所	中京ローリーガソリングループ	10		
	東京商品取引所	中京ローリー灯油グループ	10		
	堂島取引所	とうもろこし 50 グループ	50	3	
	堂島取引所	米国産大豆グループ	10	5	
	堂島取引所	小豆グループ	40	4	
	堂島取引所	堂島米穀指数グループ	50	3	
	堂島取引所	堂島金限日グループ	10		
	堂島取引所	堂島銀限日グループ	1,000		
	堂島取引所	堂島白金限日グループ	10		
	<ul style="list-style-type: none"> ボラティリティ変動リスクは、次の a・b に掲げる各期間における金グループの日々の基準ボラティリティの前日変動幅（当日の基準ボラティリティと前日の基準ボラティリティの差の絶対値）のうち、当該期間のすべての取引日の 99%の日をカバーできる基準ボラティリティの変動幅の中で最小の数値のうち大きい方の値とする。 				
<ul style="list-style-type: none"> a 基準日までの 4 週間 b 基準日までの 54 週間 <p>ただし、当該数値が市場の状況等を勘案して適当でないと認められる場合は、当社がその都度定める。</p> <p>(注) ボラティリティ変動リスクの算出に用いる基準ボラティリティは、ヒス</p>					

項目	内 容	備 考
3 金利変動リスク	<p>トリカル・ボラティリティとする。ただし、ヒストリカル・ボラティリティを用いることが適当でないと当社が認めた場合は、当社がその都度定める値とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 0%とする。 	
4 スプレッド変動リスク	<ul style="list-style-type: none"> スプレッド変動リスクは、以下のとおり定めるものとする。 <ul style="list-style-type: none"> ① 日経平均・配当指數グループ <ul style="list-style-type: none"> 各取引日の当該商品グループに属する先物取引の限月取引間の価格差について、次の a、b 及び c に掲げる期間ごとに、すべての取引日の 99% 以上の日を下側からカバーできる価格差の中で最小の数値の絶対値又はすべての取引日の 99% 以上の日を上側からカバーできる価格差の中で最大の数値の絶対値のうち大きい方の値に X 円を乗じて得た額を計算し、当該数値のうちの最大値とする。 <ul style="list-style-type: none"> a 基準日までの 4 週間 b 基準日までの 54 週間 c 基準日までの 5 年間 ② ①以外の商品グループ <ul style="list-style-type: none"> 基準日までの 1 年間の各取引日における当該商品グループに属する先物取引の限月取引間の価格差のうち、99% をカバーできる価格差の中で最小の数値に X 円を乗じて得た額とする。 <p>ただし、当該額が市場の状況等を勘案して適当でないと認められる場合又は新商品が上場される場合には、当社がその都度定める。</p> 	<ul style="list-style-type: none"> 先物取引の限月取引間の価格差とは、「直近限月取引の当日の清算数値と前々日の清算数値の差」と「第 2 限月取引の当日の清算数値と前々日の清算数値の差」の差をいう。 先物取引の限月取引間の価格差とは、上海天然ゴムグループにおいては、「第 1 限月取引に係る当日の清算数値と前日の清算数値の差」と「その他の限月取引の当日の清算数値と前日の清算数値の差」の差の絶対値をいう。その他のグループにおいては、「第 6 限月取引に係る当日の清算値段等と前日の清算値段等の差」と

項目	内 容	備 考
5 商品間建玉調整係数	<ul style="list-style-type: none"> 当社が商品グループ間のリスク相殺を認める商品について、リスク相殺の基準となる銘柄を定めたうえで、リスク相殺対象の各商品グループに係る建玉調整係数を、以下のとおり算出するものとする。 $\text{建玉調整係数} = \text{ベータ値} \times \text{想定元本調整比率} \times \text{取引乗数調整比率}$ <ol style="list-style-type: none"> ベータ値とは、被換算対象商品グループと換算対象商品グループとの間の相関を基に当社が算出した値とする。 想定元本調整比率とは、換算対象商品グループの基準銘柄に係る基準日の清算値段等を、被換算対象商品グループの基準銘柄に係る基準日の清算値段等で除した値とする。 取引乗数調整比率とは、別紙2の各換算対象商品グループの取引乗数を被換算対象商品グループの取引乗数で除した値とする。 <p>ただし、当該数値が市場の状況等を勘案して適当でないと認められる場合又は新商品が上場される場合には、当社がその都度定める。</p>	<p>「その他の限月取引（第1限月取引及び第7限月以降の限月取引を除く。）の当日の清算値段等と前日の清算値段等の差」の差の絶対値をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> リスク相殺の対象となる商品グループについては、別紙2のとおりとする。 バージ軽油グループの建玉調整係数は当分の間、ゼロとする。 <ul style="list-style-type: none"> 「金グループ：銀グループ」の場合、「$30,000/1,000=30$」が取引乗数調整比率となる。
IV AS-VaR パラメータの臨時見直し	<ul style="list-style-type: none"> 当社は、原則として、以下の各商品グループにおける数値が、各商品グループに係る価格変動リスク基準値（対象商品グループの価格変動リスクを当該商品グループのXで除した値。）の90%を超えた日（以下「判定日」という。）に、判定条件に該当した商品グループに係るAS-VaRパラメータについて、当日を基準日としてAS-VaRパラメータの再計算を行い、変更が必要と認められた場合には、判定日の翌営業日にパラメータの全部又は一部を臨時に変更する。 <p>① 日経平均・配当指數グループ</p>	<ul style="list-style-type: none"> 臨時見直しの実施に当たっては、清算参加者に対して事前の通知を行う。 変更後のパラメータに基づく証拠金の預託日は、判定日から起算して3営業日目の日となる。 週の最終営業日においては、臨時見直しの判定を実施しない。

項目	内 容	備 考
1 臨時見直し後の価格変動リスク	<p>日経平均・配当指数グループに属する先物取引における中心限月の清算数値の前日比（当日の中心限月の清算数値と前日の中心限月の清算数値の差の絶対値）</p> <p>② 金グループ 金標準先物中心限月取引の清算値段の前日比（当日の金標準先物中心限月取引の清算値段について、当日と前日の差の絶対値）</p> <p>③ プラットドバイ原油グループ プラットドバイ原油先物中心限月の清算値段等の前日比（プラットドバイ原油先物中心限月の清算値段等について、当日と前日の差の絶対値）</p> <ul style="list-style-type: none"> 定期的に見直しを行う際と同様の方法を用いて算出する。 ただし、上記のいずれの商品グループについても、臨時見直し前の数値と比較して見直し後の数値が小さい場合には、数値の変更を行わない。また、当該数値が市場の状況等を勘案して適当でないと認められる場合は、当社が適当と認める数値を価格変動リスクとする。 	<ul style="list-style-type: none"> 金グループについて条件に該当した場合には、当該商品グループ、OSE ゴールドスポットグループ、ポケットゴールド 100 グループ及び堂島金限日グループに係る AS-VaR パラメータの見直しを併せて行う。 プラットドバイ原油グループについて条件に該当した場合には、当該商品グループ、バージ灯油グループ及びバージガソリングループに係る AS-VaR パラメータの見直しを併せて行う。
2 臨時見直し後のボラティリティ変動リスク	<ul style="list-style-type: none"> 定期的に見直しを行う際と同様の方法を用いて算出する。 ただし、臨時見直し前の数値と比較して見直し後の数値が小さい場合には、数値の変更を行わない。また、当該数値が市場の状況等を勘案して適当でないと認められる場合は、当社が適当と認める数値をボラティリティ変動リスクとする。 	

項目	内 容	備 考
3 臨時見直し後のスプレッド変動リスク	<ul style="list-style-type: none"> 定期的に見直しを行う際と同様の方法を用いて算出する。 <p>ただし、上記のいずれの商品グループについても、臨時見直し前の額と比較して見直し後の割増額が小さい場合には、割増額の変更を行わない。また、当該割増額が市場の状況等を勘案して適当でないと認められる場合は、当社が適当と認める額をスプレッド変動リスクとする。</p>	
V その他 パラメータ変更の公表	<ul style="list-style-type: none"> 当社は、パラメータの全部又は一部を変更する場合には、当該変更前にその内容を公表する。 	<ul style="list-style-type: none"> パラメータの変更に関する公表は、当社ホームページへの掲載等により行う。

AS-VaR方式におけるシナリオ一覧

#	価格変動 リスク	ボラティリティ 変動リスク	金利変動 リスク
1	2/2 上昇	上昇	上昇
2	2/2 上昇	上昇	下降
3	2/2 上昇	不变	上昇
4	2/2 上昇	不变	下降
5	2/2 上昇	下降	上昇
6	2/2 上昇	下降	下降
7	1/2 上昇	上昇	上昇
8	1/2 上昇	上昇	下降
9	1/2 上昇	不变	上昇
10	1/2 上昇	不变	下降
11	1/2 上昇	下降	上昇
12	1/2 上昇	下降	下降
13	不变	上昇	上昇
14	不变	上昇	下降
15	不变	不变	上昇

#	価格変動 リスク	ボラティリティ 変動リスク	金利変動 リスク
16	不变	不变	下降
17	不变	下降	上昇
18	不变	下降	下降
19	1/2 下降	上昇	上昇
20	1/2 下降	上昇	下降
21	1/2 下降	不变	上昇
22	1/2 下降	不变	下降
23	1/2 下降	下降	上昇
24	1/2 下降	下降	下降
25	2/2 下降	上昇	上昇
26	2/2 下降	上昇	下降
27	2/2 下降	不变	上昇
28	2/2 下降	不变	下降
29	2/2 下降	下降	上昇
30	2/2 下降	下降	下降

商品間リスク相殺に係る対象商品一覧

株式会社大阪取引所

貴金属グループ群		
#	被換算商品グループ	換算商品グループ
1	金グループ	ゴールドスポットグループ
2		ポケットゴールド 100 グループ
3		銀グループ
4		白金グループ
5		プラチナスポットグループ
6		ポケットプラチナ 100 グループ
7		パラジウムグループ

※基準銘柄は金標準先物取引の中心限月取引とする。

※金グループは金グループ群での相殺実施後の建玉残数を使用する。

※白金グループは白金グループ群での相殺実施後の建玉残数を使用する。

金グループ群		
#	被換算商品グループ	換算商品グループ
1	金グループ	ゴールドスポットグループ
2		ポケットゴールド 100 グループ

※基準銘柄は金標準先物取引の中心限月取引とする。

白金グループ群		
#	被換算商品グループ	換算商品グループ
1	白金グループ	プラチナスポットグループ
2		ポケットプラチナ 100 グループ

※基準銘柄は白金標準先物取引の中心限月取引とする。

ゴムグループ群		
#	被換算商品グループ	換算商品グループ
1	ゴム RSS3 グループ	ゴム TSR20 グループ
2	ゴム RSS3 グループ	上海天然ゴムグループ

※基準銘柄はゴム RSS3 先物取引の中心限月取引とする。

株式会社東京商品取引所

エネルギーグループ群		
#	被換算商品グループ	換算商品グループ
1	プラットドバイ原油グループ	バージガソリングループ
2		バージ灯油グループ
3		バージ軽油グループ
4		中京ローリーガソリングループ
5		中京ローリー灯油グループ

※基準銘柄はプラットドバイ原油先物取引の中心限月取引とする。

株式会社堂島取引所

堂島貴金属グループ群		
#	被換算商品グループ	換算商品グループ
1	堂島金限日グループ	堂島銀限日グループ
2		堂島白金限日グループ

※基準銘柄は堂島取引所における金限日先物取引とする。